

1(5) 公判廷における証拠調べ

書類の電子データ化，発受のオンライン化

(1(5) 公判廷における証拠調べ)

考えられる方策

電子データとして管理されている証拠について，公判廷における証拠調べの方式を定めるものとする。

【検討課題】

1 必要となる法的措置

- 電子データである証拠についての証拠調べの方式に関する規定
 - ・ 電子データである証拠について，最も適切と考えられる証拠調べの方式として，どのようなものが考えられるか。

2 その他

【関連条文】

○ 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）

第三百四条 証人，鑑定人，通訳人又は翻訳人は，裁判長又は陪席の裁判官が，まず，これを尋問する。

②・③ （略）

第三百五条 検察官，被告人又は弁護人の請求により，証拠書類の取調べをするについては，裁判長は，その取調べを請求した者にこれを朗読させなければならない。ただし，裁判長は，自らこれを朗読し，又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記官にこれを朗読させることができる。

② 裁判所が職権で証拠書類の取調べをするについては，裁判長は，自らその書類を朗読し，又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

③，④ （略）

⑤ 第一百五十七条の六第四項の規定により記録媒体がその一部とされた調書の取調べについては，第一項又は第二項の規定による朗読に代えて，当該記録媒体を再生するものとする。ただし，裁判長は，検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き，相当と認めるときは，当該記録媒体の再生に代えて，当該調書の取調べを請求した者，陪席の裁判官若しくは裁判所書記官に当該調書に記録された供述の内容を告げさせ，又は自らこれを告げることができる。

⑥ （略）

第三百六条 検察官，被告人又は弁護人の請求により，証拠物の取調をするについては，裁判長は，請求をした者をしてこれを示させなければならない。但し，裁判長は，自らこれを示し，又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記官にこれを示させることができる。

② 裁判所が職権で証拠物の取調をするについては，裁判長は，自らこれを訴訟関係人に示し，又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記官にこれを示させなければならない。

第三百七条 証拠物中書面の意義が証拠となるものの取調をするについては，前条の規定による外，第三百五条の規定による。

○ 刑事訴訟規則（昭和23年最高裁判所規則第32号）

第二百三条の二 裁判長は，訴訟関係人の意見を聴き，相当と認めるときは，請求により証拠書類又は証拠物中書面の意義が証拠となるものの取調をするについての朗読に代えて，その取調を請求した者，陪席の裁判官若しくは裁判所書記官にその要旨を告げさせ，又は自らこれを告げることができる。

2 裁判長は，訴訟関係人の意見を聴き，相当と認めるときは，職権で証拠書類又は証拠物中書面の意義が証拠となるものの取調をするについての朗読に代えて，自らその要旨を告げ，又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記官にこれを告げさせることができる。